

令和3年度外郭団体活動状況評価シート No.1

【令和3年3月31日時点】

団体名		社会福祉法人吹田市社会福祉協議会			所管部室(課)名		福祉部福祉総務室		
所在地		〒564-0072		吹田市出口町19-2					
設立年月日		昭和26年4月		代表者職・氏名		会長 櫻井 和子			
基本財産		3,000,000円		①本市出資金(本市の出資割合)		0円(0%)			
				②本市出捐金(本市の出捐割合)		0円(0%)			
設立目的		吹田市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化することにより、地域福祉の推進を図ることを目的としている。							
事業内容		(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 善意銀行に関する事業 (8) ボランティア活動の振興 (9) 福祉ボランティア基金設置運営に関する事業 (10) 各種相談に関する事業 (11) 生活福祉資金貸付事業 (12) 権利擁護に関する事業 (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業			(具体的な事業内容) ・地区実践組織である33地区福祉委員会活動 ・コミュニティソーシャルワーカー13名配置(地域支援、個別支援を行う地域の福祉相談員) ・ボランティアセンター専任職員1名配置(福祉教育、各種ボランティア養成講座の開催、ボランティアグループ及びボランティア連絡会の支援) ・広域型生活支援コーディネーター1名配置 ・生活困窮者自立支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・法人後見事業 ・善意銀行事業(寄付の橋渡し、車いす貸出し、児童養護施設バスツアー、障がい者ふれあい交流、児童養護施設お年玉) ・災害救援対策事業 ・心配ごと相談 ・生活福祉資金の貸付				
		合計(市職員及び元市職員以外も含む。)			合計(元市職員以外も含む。)				
		うち市職員		うち元市職員		うち元市職員			
役員数(人)	理事(取締役)	常勤	0	0	0	職員数(人)	常勤	24	0
		非常勤	16	1	1		再任用(※1)常時勤務	0	0
	監事(監査役)	常勤	0	0	0		再任用(※1)短時間勤務	0	0
		非常勤	2	0	0		非常勤(任用職員)	6	0
65歳以上の役員数(※2)(人)		13		1	臨時雇用員	1			
評議員(人)		40	1	1	65歳以上の職員数(※2)	0			
元市職員に対する報酬や給与水準が、市再任用職員の水準を上回る。(いずれかに○)					該当 ・ 非該当				
【該当する場合のみ記載】内容									
元市職員に対して退職金を支給している。(いずれかに○)					該当 ・ 非該当				
【該当する場合のみ記載】内容									

※1 再任用職員とは、60歳に達した日以降における最初の3月31日を超えて雇用されている職員をいう。

※2 65歳に達した日以降における最初の3月31日を超えて雇用されている役員数又は職員数。

令和3年度外郭団体活動状況評価シート No.2

【令和2年度決算】

団体名		社会福祉法人吹田市社会福祉協議会		所管部室(課)名		
				福祉部福祉総務室		
財務状況(円)	損益計算書	総収入	282,270,996	貸借対照表	資産の部合計	977,229,291
		(うち市受入金)	202,815,054		負債の部合計	229,813,693
		(その他)	79,455,942		(うち有利子負債)	
		総費用	289,233,432		正味財産合計	747,415,598
		経常損益	△6,962,436		(うち一般正味財産)	△26,424,806
		当期損益	△6,791,938			
市から団体への支出(円)	主要内容、算出根拠等					
	フロー	補助金	71,984,822	地域福祉推進活動補助金、日常生活自立支援事業補助金		
		委託料	130,830,232	地域支えあいネットワーク推進業務、生活支援コーディネーター配置業務、生活困窮者自立支援事業、法外援護事業、介護支援サポーター事業など		
		指定管理料				
		その他				
		計	202,815,054			
	ストック	貸付金残高				
		債務保証残高				
		損失補償残高				
		出資金(出損金)				
		その他	200,000,000	福祉ボランティア基金		
計		200,000,000				

令和3年度外郭団体活動状況評価シート No.3

【評価対象期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで】

団体名	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	所管部室(課)名
		福祉部福祉総務室

1 団体による評価

◎→できている ○→概ねできている △→一部できている ×→できていない

(1) 運営に関する評価

指針の項目	評価項目	評価	評価の理由
組織及び 人事管理	規程等を適切に整備している。	◎	公正採用選考人権啓発推進員を設置し、公正な採用を実施している。 職員の資質向上を目的に、計画的に、内部・外部研修を実施している。
	団体の事業規模に応じた簡素で効率的な執行体制としている。	○	
	団体の事業規模や経営状況に応じた役員数及び職員数としている。	○	
	採用における公正性・透明性を確保している。	◎	
	団体の経営状況に応じた役員報酬や職員給与としている。	○	
	職員研修の充実に努めている。	◎	
事業運営	事業の必要性や意義を見直しつつ、効果的、効率的な事業運営を行っている。	○	地域住民や福祉関連団体との会議等を通して、課題やニーズ把握し、ニーズに沿った事業展開に努めている。
	事業を継続的に点検し、市民ニーズに沿ったものとしている。	◎	
財務管理	中・長期的な経営計画を策定している。	○	自主財源確保のための会議を開催して、検討・協議を実施している。 経費削減を念頭に置いて、業務遂行に努めている。 また、監事には税理士に就任いただき、監査いただいている状況。
	自主財源の確保に努めている。	○	
	各種経費を可能な限り抑制している。	◎	
	最も確実かつ有利な方法で財産の管理運用を行っている。	○	
	外部の専門家による監査を活用するなど監査体制の強化に努めている。	○	
情報公開	団体の経営状況、事業計画を公開している。	◎	事業計画、事業報告、予算書、決算書、役員名簿、定款のほか、現況報告書や費用弁償に関する規程について、ホームページにて公開。また、事務所窓口に閲覧用を設置している。
	団体の役員名簿、会議録等を公開している。	○	
	ホームページをはじめとする多様な手段で情報提供を行っている。	◎	
	個人情報保護に関する措置を適正に講じている。	○	

令和3年度外郭団体活動状況評価シート No. 4

【評価対象期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで】

団体名	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	所管部室(課)名
		福祉部福祉総務室

(2) 事業に関する評価

ア 指標による評価

事業名	活動指標	令和2年度目標	令和2年度実績	(参考) 令和元年度実績
	成果指標			
コミュニティソーシャルワーカー	地域課題や個別課題に対して、相談支援活動を行う (新規相談件数及び対応数)	新規661件 延べ1,729件対応	新規459件 延べ2,234件対応	新規661件 延べ1,729件対応
日常生活自立支援事業	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理を支援する (契約者数)	契約者数102件	契約者数88件	契約者数102件
ふれあい昼食会 (ふれあい外出配食)	市内全域で、コロナ禍においても身近な地域の助け合い活動の輪を広げる (開催回数及び参加者数)	229回 13,244人参加	142回 6,329人参加	229回 13,244人参加

イ 指標で示すのが困難な場合

事業名	活動内容	成果内容

(3) 今後の取組方針

※(1)において◎以外とした事項、課題となっている事項について重点的に記載

基金の管理運用においては、幅広く情報収集して定期的に見直し、適切な運用を行っていく。
業務の実施状況などについて、数値化して、現状把握や分析を行い、今後の事業展開に活かしていく。

令和3年度外郭団体活動状況評価シート No.5

【評価対象期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで】

団体名	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	所管部室(課)名
		福祉部福祉総務室

2 市による評価

◎→できている ○→概ねできている △→一部できている ×→できていない

(1) 団体の運営に関する評価

事項	評価項目	評価	評価の理由
団体の存在意義	市民福祉の向上に資する事業を行っている。	◎	(福)吹田市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される地域福祉の推進を目的とする団体の1つである。地域の総合相談・支援のためのネットワーク構築を目指し、地域での普段からの顔の見える関係づくりや、関係団体や行政等と連携した地域福祉の取組を進めており、地域と行政とのつなぎ役として重要な存在である。
	事業の成果が市の施策の推進に貢献している。	◎	
事業実施主体としての妥当性	市が直営で行うよりも効果的かつ効率的にサービスを提供している。	◎	地域や行政等との連携のもと、地域住民と直接コミュニケーションをとり、きめ細かい配慮を行うことで、適切な福祉サービスにつなぐことができている。制度の狭間にある課題の解決に向けた地域住民や関係団体等との連携においては、直営で行うよりも柔軟な対応が可能である。
	多くの市民の理解が得られる活動を行っている。	◎	

(2) 団体の自己評価に対する市の見解

組織運営に関しては、規程等も整備されており、人事管理等についても適正になされている。事業運営に関しても、地区福祉委員会など、地域団体と連携し事業を進めることで顔の見える関係づくりや行政、関係機関などと連携した地域でのセーフティネットワークの構築に寄与している。地域福祉を推進するにあたり解決すべき課題は、多様化・複雑化しており、様々な生活課題に対応し、より効率的・効果的な事業運営を行うため、常に各事業の内容や実施方法について検証を行う必要がある。自主財源の確保については、健全な団体運営のために、新たな財源確保方策の検討を継続して行っていくべきである。より円滑に事業を実施するためには、(福)吹田市社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカーの認知度のさらなる向上が必要である。

(3) 市の関与に関する今後の方向性

(福)吹田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と本市の「地域福祉計画」が連携し、効果的に事業等を進めることが、本市における地域福祉の増進につながると考える。同協議会は、国の進める地域共生社会の実現において重要な役割を担う立場にあると考えており、今後も、事業の効果等を見極めながら適正な助成を行う等、同協議会の活動に対する支援を継続する必要がある。